

社会福祉法人ゆうゆう 役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆうゆう（以下「法人」という。）定款第21条の規定に基づき、理事並びに監事（以下「役員」という。）及び評議員の報酬等に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法法人は理事及び監事、評議員に対し、その勤務形態に応じて、別表1の通り報酬を支給する。

2 会議等に出席する報酬は支給しない。

(職員給与との併給)

第3条 理事長及び副理事長、常務理事が法人職員を兼務する場合は、役員報酬と職員給与を合算した額が、別表1に定める年間報酬額の範囲で定める年間報酬額を超えないものとする。

2 前項以外の法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 理事及び監事、評議員が職務のため出張したときは、社会福祉法人ゆうゆう旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 評議員会に出席する評議員の費用弁償の額は別表2の通りとする。

ただし、評議員が自家用車で移動する場合は、旅費として評議員の居住地から計算し、移動距離1キロメートルあたりに25円を乗じた額を支給する。

3 片道5キロメートル未満の場合は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事及び監事の報酬等は、毎月25日に支給する。ただし、その日が休日等に当たるときは、職員給与規程第34条に準じた日とする。

2 理事及び監事、評議員の報酬並びに費用弁償額は、その合計額を理事及び監事、評議員が指定する金融機関の口座に振り込む。ただし、月の末日が金融機関の休業日である場合は前営業日までに振り込む。

3 理事及び監事、評議員の報酬等から法令に基づき控除すべきものがある場合は、支払うべき報酬等の金額から控除すべき金額を控除して支払うものとする。

(改正)

第6条 この規程の改廃については、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成25年2月25日から施行する。

この規程は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。
 この規程は、平成 27 年 3 月 25 日から施行する。
 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、令和元年 6 月 20 日から施行する。
 この規程は、令和 2 年 6 月 22 日から施行する。
 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は、令和 5 年 6 月 13 日から施行する。
 この規程は、令和 7 年 6 月 14 日から施行する。

役員報酬規程 別表

別表 1 理事及び監事、評議員報酬表

役職名及び勤務形態	年間の報酬額	適 用
理事長(常勤)	1,200 万円までの範囲	役員報酬と職員給与を合算して支給する場合の上限額
副理事長(常勤) 常務理事(常勤)	720 万円までの範囲	同 上(1 人につき)
理事(非常勤)	360 万円までの範囲	
監事(非常勤)	60 万円までの範囲	
評議員	10,000 円	評議員会出席 1 回につき

別表2 評議員の日当及び費用弁償

名 称	金 額	備 考
鉄道賃、航空賃、宿泊料等	実 費	
車 賃	1km 当り 25 円	片道 5km 以上の場合に支給する